

特に優れた業績による返還免除について

1. 制度

- (1) 大学院において第一種奨学生の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構（以下「機構」）が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学生の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学内の選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。
- (2) 対象者
- ① 平成16年度以降の大学院第一種奨学生採用者で、当該年度中に貸与修了する者
 - ② 必ずしも課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

2. 具体的な評価項目

各大学院においては、課程の主旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、大学内の選考委員会がこれに沿って総合的に評価することにより免除候補者の推薦の選考が行われます。

（愛媛大学での評価項目）

評価項目 ([1], [2]は必須項目。[3]以降は各研究科の定めるところによる。)
[1] 学位論文その他の研究論文、又は、大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
[2] 授業科目の成績（修了年度の前期分までとする。）
[3] 学位論文その他の研究論文のうち、関連した研究内容の学会等での発表
[4] 学位論文その他の研究論文のうち、学術雑誌への掲載又は表彰等の受賞
[5] 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等の高い評価
[6] リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等により学内外での教育研究活動に大きく貢献
[7] 専攻分野に関連した国内外の芸術の発表会での高い評価
[8] 専攻分野に関連した国内外のスポーツにおける競技会等での高い評価
[9] 専攻分野に関連したボランティア活動その他の社会貢献活動が高い評価

3. 返還免除の願い出

- ① 大学で設定する応募期間及び指示に従ってください。（12月頃奨学金掲示板等でお知らせします。）
- ② 返還免除を希望する者は、「業績優秀者返還免除申請書」（所定の用紙）を教育学生支援部学生生活支援課（以下「学生生活支援課」）に提出してください。
なお、添付資料として特に優れた業績を証明する資料、指導教員等の推薦及び成績証明書等が必要となります。
- ③ 年度途中における異動による貸与修了者で返還免除を希望する場合は、「異動届」と併せて申請書類を学生生活支援課に提出してください。

4. 認定

(1) 機構の認定

- ① 返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者免除認定委員会の審議を経て行います。
- ② 全額免除、半額免除の認定は、全額免除にあっては、推薦された候補者に付された順位の上位1／3以内の者について行い、半額免除にあってはそれ以外の者について行うことを基本としますが、業績優秀者免除認定委員会で認定されない場合は、不採用となります。

(2) 認定結果通知

- ① 6月中旬
- ② 申請者への通知は、免除申請書に記入される卒業後の連絡先に機構から直接行われます。

5. 特に優れた業績による返還免除申請者のリレーコードの加入手続き

リレーコードの加入手続きは、特に優れた業績による返還免除を申請する場合であっても必ず行い、リレーコード加入申込書の貯・預金者控えのコピーを期日までに学生生活支援課に提出してください。

6. その他

当該年度の早い時期に貸与終了する者については、推薦前に返還期日の到来することが生じますが、返還免除を希望する者は、願い出の際に「奨学金返還期限猶予願」（貸与終了時に配布される「返還のてびき」の巻末に掲載されています。）を申請書と併せて学生生活支援課に提出してください。当該課程において優れた業績を挙げたと認められる者であれば通常の3月貸与修了者の返還期日（初回10月下旬）まで返還を猶予します。

貸与終了後も引き続き在学する者は、「在学届」（貸与終了時に配布される「返還のてびき」の巻末に掲載されています。）を申請書等と併せて学生生活支援課に提出してください。在学期間中は返還を猶予します。